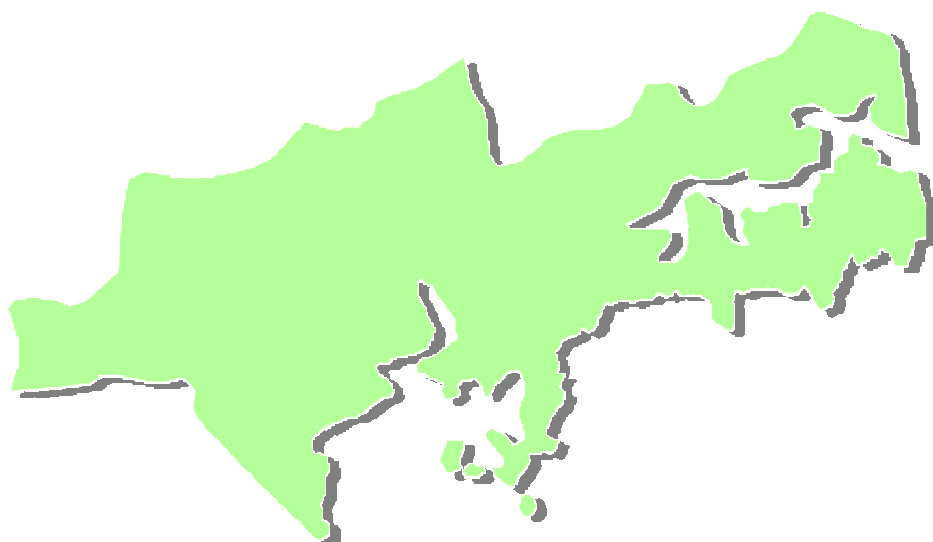


須崎市自治基本条例 逐条解説

(素案)



『～協働と住民自治によるまちづくりを～』

須 崎 市

須崎市自治基本条例 逐条解説

＝ 目 次 ＝

第1章 総 則 (第1条－第4条)

- 第1条 目 的
- 第2条 最高規範性
- 第3条 定 義
- 第4条 まちづくりの基本理念

第2章 自治の基本原則(第5条－第7条)

- 第5条 住民自治の原則
- 第6条 参加及び協働の原則
- 第7条 情報共有の原則

第3章 市民

第1節 市民 (第8条－第11条)

- 第8条 市民の責務
- 第9条 市民の権利
- 第10条 事業者の社会的責任
- 第11条 子ども

第2節 地域コミュニティ

(第12条－第15条)

- 第12条 地域におけるコミュニティ
- 第13条 学ぶ権利
- 第14条 男女共同参画
- 第15条 地域福祉の向上

第4章 市議会 (第16条・第17条)

- 第16条 市議会の責務
- 第17条 市議会議員の責務

第5章 市 (第18条・第19条)

- 第18条 (市長の責務)
- 第19条 (市職員の責務)

第6章 市政運営 (第20条－第27条)

- 第20条 総合計画
- 第21条 運営原則
- 第22条 健全な財政運営
- 第23条 財政状況等の公表
- 第24条 行政評価
- 第25条 説明責任
- 第26条 情報の公開
- 第27条 個人情報保護

第7章 参画と協働 (第28条－第30条)

- 第28条 参画の権利
- 第29条 住民投票制度
- 第30条 苦情・不服等に対する救済

第8章 災害対策 (第31条)

- 第31条 災害対策

第9章 環境 (第32条・第33条)

- 第32条 環境保全
- 第33条 クリーンエネルギー

第10章 その他 (第34条－36条)

- 第34条 条例の見直し
- 第35条 その他



前文

私たちが暮らす須崎市は、黒潮流れる太平洋と緑豊かな山、清らかな水が流れる川に抱かれた太陽の光あふれる美しいまちです。

先人たちは、ここに生まれ、学び、働き、暮らし、それぞれの歴史を刻みながらまちの文化を育んできました。

私たちは、先人たちが力をあわせながら、英知とたゆまぬ努力によって創り上げてきたこのまちをより住み良いまちにし、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのために、一人ひとりが自らの責任を自覚し、主体的にまちづくりにかかり、自分たちの住むまちを自分たち自身の手で創り上げていかなければなりません。

私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに須崎市自治基本条例を制定します。

【解説】前文は、これまでの須崎市の歴史と成立ちを踏まえ、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や条例制定の趣旨、目的などを述べています。

私たちのまちは、南は黒潮の流れる雄大な太平洋に抱かれ、北は蟠蛇ヶ森の豊かな緑に恵まれ、市内には昭和54年に日本で最後にニホンカウソの生息が確認された新莊川をはじめ、多くの清流が流れる美しい町です。この水と緑恵まれた太陽の光の降り注ぐ美しいまちで、生まれ、育ち、まちが成り立ち、歴史を刻んできました。その反面、大気・水質汚染や廃棄物増大、天然資源の枯渇などの環境問題に対して、より一層の取り組みが求められています。

また、私たちを取り巻く社会情勢の急激な変化は、少子化、高齢化などの新たな問題も生み出し、また、地方分権が推進されるなか、社会システムも急激に変化し、私たち市民のあり方、自治体のあり方を見直さなければならない時期を迎えています。

このような社会情勢のなか、私たちは、先人によって残された財産と功績を継承して、後世に伝えていくことが使命であり、ともに学び、働き、協力しあって安心して暮らせる住みよいまちの実現のために、次代を担う子どもたちを育て、新たな持続可能なまちづくりを創造していくことが必要です。

そのためには、市民、市の意識改革が必要であり、市民、市議会及び市の役割の明確化、市民みんなの自主的な参加と協力による協働によるまちづくりなど、新たなまちづくりのための指針を定め、それに取り組んでいきます。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた基本理念にのっとり、本市における自治の基本原則、市民の責務及び権利、市議会及び市の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の推進を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とします。

【解説】「前文に掲げた基本理念」とは、市民が「自分たちの住むまちを自分たち自身の手でつくりあげてゆくこと」「一人ひとりが自らの責任を自覚すること」の2つを指します。

そして、この基本理念にのっとり、大きく『自治の基本原則』、『市民の権利と責務』、『市議会の責務』、『市の責務』、『行政運営の原則』などを定めています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、自治及び市政に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、誠実にこれを遵守するものとします。

2 市議会及び市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の構築に努めるとともに、条例及び規則等の整備を図るものとします。

【解説】☞この条例は、市民が主役である住民自治を確立するための基本的規約を定めたもので、須崎市の住民自治及び市政に関する最高規範となります。市民、市議会及び市は「誠実にこれを遵守」するものとし、この条例を基本に個別条例等との体系化を図り、制度、条例及び規則等の整備を行うものとしています。

(定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する者、市内で働く者、学ぶ者、市内で事業を営む企業及び活動する団体のことをいいます。
- (2) 市 市長及びその他の執行機関のことをいいます。
- (3) 協働 相互に補完し、協力することをいいます。
- (4) コミュニティ 自治会、町内会、NPO、ボランティア団体等を含む市民活動団体及び企業組織のことをいいます。

【解説】☞この条例でよく使われる言葉のうち、共通して認識しておくべき重要な言葉の意味を示しています。

☞第1号「市民」◆自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含まれます）。☞第2号「市」◆市長及びその他執行機関のことをいい、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員を指します。市職員は、執行機関に含まれます。「市」に市民や議会も含める考えもありますが、この条例においては、市民にとって市長及びその他執行機関のことを「市」と定義した方が馴染みやすいことから、「市＝市長及びその他執行機関」としました。☞第3号「協働」◆地域自治の基本にもどり、これまで行政に任せていた公共サービスについて、市民自らが担い、行政と連携・協力・補完し、同じ目的をもって行動することをいいます。多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や市だけで取り組むことが困難な状況のなか、自治を推進する上で不可欠の要素となっています。☞第4号「コミュニティ」◆自治会や町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体などの目的団体とともに、PTA、愛護班、老人会、婦人会、消防団、サークル団体、民生委員などの各種委員等、地域の環境美化や人材育成、地域防災・防犯等に取り組む多様な団体を含みます。また、企業組織などの営利団体まで広く含めています。「NPO」とは、民間非営利団体のことをいい、福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体をいいます。「ボランティア」とは、自分の意志で自発的に奉仕活動を行うことをいいます。

(めざすべきまちの姿)

第4条 市民、市議会及び市は、次の各号に掲げるまちを実現するよう努めます。

- (1) 市民相互や市民、議会及び市の協働によって共に創るまち
- (2) 市民の自立、自主性をお互いに尊重し、市政に市民が参画できるまち
- (3) 市民がまちの文化に誇りを持ち、活力にあふれるまち
- (4) 市民が助け合い、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち
- (5) 市民が自然を大切にし、環境保護に自主的に取り組むまち

【解説】☞「協働によるまちづくり」によって実現すべき地域社会を、「めざすべきまちの姿」として、具体的に示しています。

☞第1号◆この条例の基本であり、人と人とのつながりや市民と市の意識改革によって、共につくるまちをめざすことを定めています。☞第2号◆ボランティア活動や地域行事への主体的な参加や、いろいろな方法で市政に参画できるまちをめざすことを定めています。☞第3号◆まちの文化を誇りに思い、次代へ継承していくとともに、個性を活かしたまちをめざすことを定めています。☞第4号◆地域の住民がお互い助け合い、子育てしやすい環境づくりや子どもや高齢者の居場所づくりなど、子どもから高齢者までが安心して暮らせるまちをめざすことを定めています。☞第5号◆様々な環境問題に対して、須崎市の共通問題として、自主的改善に取り組むまちをめざすことを定めています。



第2章 自治の基本原則

(住民自治の原則)

第5条 市民は、個人を尊重し、相互平等を認め、自主性を尊重した住民自治を進めることを原則とします。

【解説】☞住民自治とは、市民がまちづくりの主体であり、住民自身が考え、行動し、解決していくことを原則として定義しています。

(協働の原則)

第6条 市民、市議会及び市は、それぞれの責務に基づき、協働してまちづくりを進めることを原則とします。

【解説】☞自治の基本原則として、「協働」を定めています。また、多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や市だけで取り組むことが困難な状況にあるなか、自治会やNPOをはじめとする様々な市民活動との協働を抜きにしてはこれからの地方自治は語れません。

(情報共有の原則)

第7条 市民、市議会及び市は、情報を共有することを原則とします。

【解説】☞自治を推進するためには、市民、市議会及び市が情報を共有することが不可欠です。また、情報の共有は参加や協働を行ううえでの前提条件でもあり、互いの信頼関係を構築するうえでも非常に重要です。実際には、自治に関する情報の多くは市が保有しているため、市からの情報発信がまず大事なことですが、三者相互の情報発信、情報共有も求められます。



第3章 市民

○第1節 市民

(市民の責務)

第8条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有します。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、市政運営に係る負担を分担するものとします。

【解説】☞第9条の権利の規定と対になる責務の規定です。法的な『義務』として強制するものではなく、主体的に果たす『責務』として定めています。

☞第1項◆市民が自治の担い手であるという自覚を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としています。また、通勤者、通学者なども含め、市民の定義を幅広く捉え、住民以外の市民にもこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めています。

☞第2項◆自治の推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。このような意味も含めて、市政への参加に当たっては、当然自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

☞第3項◆市民は行政サービスを受ける権利を有する一方、そのサービス提供に伴う負担を分かち合うことを定めています。地方自治法第10条で規定している『住民の義務』を含めて、包括的に規定しています。

(市民の権利)

第9条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利
- (2) 市政に参加し、市が行う政策の形成、執行、評価等に参加する権利
- (3) 市議会及び市が保有する情報を知る権利
- (4) 行政サービスを等しく受ける権利

【解説】☞本条では、市民自治を一層推進するために市民の権利を規定しています。

☞第1号◆市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて規定しています。☞第2号◆市民自治の推進という観点からみれば、参加は市民の当然の権利といえます。より具体的な行政への参加を保障している住民投票制度に基づく請求権や投票権等をはじめ、市の政策の形成、執行、評価及び政策の形成活動に市民が参加できることを定めています。これは権利であるため、当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではありません。☞第3号◆前号と同様に、市民自治の推進という観点から大変重要な権利です。情報の入手、情報の共有なくして、市民の参加もありえません。☞第4号◆地方自治法第10条で保障されている『住民の権利』を含め、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しています。しかしながら、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば住民のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できる対象者はサービスごとに条例や規則などで規定されることとなります。

(事業者の責任)

第10条 事業者は、地域の環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに協力するものとします。

【解説】☞事業者の地域振興に貢献する社会的責任を定めたものです。事業者は、市民の雇用機会を創出することで地域社会に貢献していますが、市民の一員であることを自覚し、市民としての責務を担うとともに、地域の環境保全や清掃及び奉仕活動などに取り組むものとします。

(子ども)

第11条 市民、市議会及び市は、次の時代を担う子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有します。

2 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢に応じたまちづくりに参加することができます。

【解説】☞須崎市の次代の担い手である「子ども」を大切にすることを定めています。

☞第1項◆子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中で、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体でも育まれるべきという視点に立っています。地域におけるコミュニティの活動の一環として、子どもの安全を見守り、子どもを犯罪から守らなければなりません。ただし、「子ども」については、様々な解釈があることから、この条例ではあえて定義していません。

☞第2項◆満20歳未満の少年や子どもにも、須崎市の未来を担う者としてそれぞれの年齢に応じたまちづくりへの参加が必要であり、須崎市にとっても貴重な財産となると考え、こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきであると考えます。

○第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第12条 市民は、まちづくりを推進するため、地域におけるコミュニティが重要な担い手であるということを認識し、自ら積極的に参加するよう努めるものとします。

2 市は、地域におけるコミュニティの連携の拠点として公民館を位置付け、機能と施設の充実、整備に努めます。

3 市は、地域におけるコミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、充実のための協力、支援に努めます。

【解説】☞地域におけるコミュニティの基本的な考え方を定めています。

☞第1項◆「地域コミュニティ」には、従来の町内会や部落組織だけではなく、一般に広く使われる広義の『コミュニティ』ではなく、NPO や任意団体など、「地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団」に絞ったものも「地域コミュニティ」に含まれます。地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、守り育てていくことを市民に求めています。

☞第2項◆地域課題を解決するため、公民館を連携の拠点とし、地域公民館同士の連携を図ります。また、集会所等も公民館と同様に、地域におけるコミュニティの拠点として、機能の充実に努めます。

☞第3項◆自治の担い手である地域コミュニティは、自主・自立の考え方が基本です。従って、市の政策決定等に当たっては、当然のこととして、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重しなければなら

りません。さらに、市は地域コミュニティに対し、活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報提供などの支援を行うことを定めています。

(学ぶ機会)

第13条 市民は、生涯にわたり学習をする権利を有し、市は、その機会を設けるよう努めます。

【解説】☞市民の学ぶ権利に対する、市の役割を定めています。市は、市施設の一般市民への開放や、既存の生涯学習の機会だけでなく、市の施策や重要課題の個別説明会等、あらゆる学習の機会を設けるよう努めることを規定しています。

(男女共同参画)

第14条 男女は、お互いを認め合い、尊重します。

2 市民、市議会及び市は、男女が協力してまちづくりに参画する体制をつくります。

【解説】☞地域におけるコミュニティにおいて、男女共同参画の尊重について定めています。市民、市議会及び市は、男女ともに市民委員への参加、地域におけるコミュニティへの積極的な参加等を促進します。

(地域福祉の向上)

第15条 市民は、地域における様々な課題の解決を図るため、ともに考え行動するとともに、公的福祉サービスと連携し、地域の福祉を高めるように努めます。

2 市は、市民が地域社会において安心して暮らせるまちづくりの実現のために、地域住民の課題の解決やニーズに合った環境条件の整備に努めます。

【解説】☞まちづくりの基本理念では、「子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち」を目指しています。ここでは、その中でも特に「社会的支援を必要とする市民」に対する地域福祉の重要性について定めています。

☞第1項◆地域に住むすべての人が、同じ地域に暮らす仲間として地域の様々な生活上の問題に目を向け、その課題や解決策をみんなで一緒に考え、福祉行政の枠を超えて課題を解決することを努めます。

☞第2項◆「市民が地域社会において安心して暮らせるまちづくりの実現」という目的を達成するため、市が地域の課題やニーズを的確に把握し、地域の現状に応じて環境整備を行い、地域福祉の向上に努めることを定めています。



第4章 市議会

(市議会の責務)

第16条 市議会は、この条例の理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければなりません。

2 市議会は、市の重要な意思決定の役割を担い、適正に市政が運営されるよう監視を行います。

3 市議会は、議会活動について市民への情報提供を図り、開かれた議会運営を行うものとします。

【解説】☞『地域のことは、地域で考え、地域で決める』という、自主・自立の自治体運営が望まれるほ

ど、自治体の意思決定機関である市議会の果たす役割はますます重要になります。

☞第1項◆市議会は、前文に規定されている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使することが求められています。

☞第2項◆「市の重要な意思決定」と「市の事務等の適正な運営の監視」が市議会の重要な責務であることを改めて示しています。

☞第3項◆開かれた議会運営、説明責任、応答責任は、市民の権利として規定した『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が市政に参加する上での前提条件となるものから、市議会の責務として位置付けています。

(市議会議員の責務)

第17条 市議会議員は、この条例の理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行するものとします。

2 市議会議員は、市民に対し議会活動に関する情報や、市政の状況及び自らの活動についての説明責任を果たし、市政の調査や政策提案等を積極的に行うように努めるものとします。

3 市議会議員は、市民の信任によるその立場の重みを忘れず、自己の見識を高める努力を行い、議員活動に努めるものとします。

【解説】☞幅広く市民の意思を代表する市議会議員の果たす役割は重要であるという考えから、市議会議員の責務を定めています。市議会議員は、地域が抱えている課題や市民の意見を広く把握するとともに、市全体の観点から公平・公正で的確な判断を行うことにより、市民の意見を反映させるように努めます。



第5章 市

(市長の責務)

第18条 市長は、この条例の理念に基づいて市政を運営し、市民の福祉の向上と自治の推進を図ります。

2 市長は、自らの判断と責任においてその所掌する事務等を公正かつ誠実に執行するとともに、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市民の意向を適正に判断し、地域の課題に対処したまちづくりに努めます。

4 市長は、毎年、施政方針を明らかにするとともに、情報公開を積極的に行い、透明性の高い市政運営に努めます。

【解説】☞市長についても市議会と同様に、その権限について地方自治法に規定されています。本条例の理念に基づき市政を運営する代表者として、その権限と責務について定めています。

☞第1項◆地方分権改革により、機関委任事務が廃止されるなど、文字通り国と自治体の関係は上下主従から対等・協力となりました。自治体の代表者であり、大きな権限が与えられている市長は、この条例の考え方にのっとり自治を推進しなければなりません。

☞第2項◆これからの自治体は、地域経営体と捉えることが重要です。自治体の代表者である市長は、この経営という基本的な考え方を踏まえ、常に効率的な行政運営に努めることが求められます。

☞第3項◆住民自治を推進するうえで、市民の意向を適正に判断し、地域の課題に対処したまちづくりの推進は必要不可欠な要素となります。

☞第4項◆市政の透明性の確保、説明責任、応答責任は、市民の権利として規定した『市民が市政に参加する上での前提条件であり、市の責務として位置付けています。』

(市職員の責務)

第19条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

【解説】☞市長の補助機関である市職員は、当然のこととしてこの条例を遵守し、市民のために職務を遂行しなければなりません。また自治を推進するコーディネーター、市民活動のサポーターとしても、プロにふさわしい能力が求められる市職員には、自ら知識や技能の向上に努めることが求められます。



第6章 市政運営

(総合計画)

第20条 市は、この条例の理念に基づき、まちづくりにおいて最も基本となる「総合計画」を策定し、計画的かつ適正な行政運営を行います。

【解説】☞地方自治体が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして、市の最高規範である本条例で規定している自治の基本理念に基づき定められなければなりません。総合計画は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と、各行政分野における施策を総合的かつ体系的に示す基本計画及び毎年度の予算編成や事業実施の指針となる実施計画で構成されています。

(運営の原則)

第21条 市は、行政サービスの向上のため、政策の形成等においては、あらゆる施策が密接に連携することを十分認識し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。

2 市は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。

【解説】☞これからの自治体は、地域経営体としてその経営能力が強く求められています。そのためには、これまでの縦割り行政的な個別の施策ではなく、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを定めています。また、市民の『行政へ参加する権利』を保障するうえでの前提条件として、『公正で透明性の高い開かれた行政運営』を行うことを定めています。

(健全な財政運営)

第22条 市は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、持続可能で健全な財政運営を行うものとします。

【解説】☞財政運営の健全性と透明性について規定しています。健全な財政運営を行うには、中長期的な財政計画の策定と、財源の効率的な活用が必要不可欠です。自治体経営という観点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げ、財政の健全性を確保することを定めています。

(財政状況等の公表)

第23条 市は、財政状況及び財産の保有状況等を市民に公表し、財政状況の透明性を確保するよう努めます。

【解説】☞財政状況等を市民に対して明らかにすることは、開かれた行政運営、その透明性の確保の意味

からも大変重要なことです。これからは市民の側にも、市の財政状況等をしっかり理解する姿勢が必要です。

(行政評価)

第24条 市は、総合計画に基づき実施する全ての施策及び事務事業について、客観的な行政評価を行い、その結果を公表します。

2 市は、行政評価等の結果に基づき、施策及び事務事業並びに組織の見直しを行い、市政の運営に反映します。

【解説】☞市は、計画（Plan）を実行（Do）し、行政評価に等による検証（Check）に基づき改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す PDCA サイクルの実施により、事業改善や組織の見直しを行います。

(説明責任)

第25条 市は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民に説明しなければなりません。

2 市は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければなりません。

【解説】☞説明責任は、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『行政へ参加する権利』を行使する上での前提条件となるものです。行政運営のあらゆる過程における基本的な考え方として位置付けるものです。

(情報の公開)

第26条 市は、市民の市政に関する情報を知る権利を尊重し、自主的かつ積極的に公開します。

2 市民は、市政に関する情報について開示を請求することができます。

3 市は、開示請求に対し、正当な理由がない限り、これを拒むことができないものとします。

【解説】☞情報公開は、前条の説明責任と同様、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『行政へ参加する権利』を行使する上での前提条件となるものです。また、行政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。市民の『情報を知る権利』は最大限保障されるべきという認識に立って、市は、正当な理由がない限りあらゆる情報を開示するという姿勢を示しています。

(個人情報の保護)

第27条 市は、その保有する個人情報に関しては厳重に管理を行い、個人情報を取り扱うものに対し、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、その保有する個人情報に関しては、原則として本人以外に開示しません。

【解説】☞市が保有する個人情報について、取扱いに係る基本的事項とその考え方を定めています。市は、個人情報の管理体制について、外部からの侵入防御策と内部からの流出防止対策を確実に実行し、関係機関や職員等に安全管理に関する教育を徹底します。また、個人情報は原則として本人以外には開示しないことで、個人情報の保護体制を徹底します。



第7章 参画と協働

(参画の権利)

第28条 市民は、総合計画及びその他のまちづくり諸計画の策定、実施及び評価等の各段階に参画する権利を有します。

2 市は、参画する権利を保障するため、審議会等への市民委員の公募、内容の公開、及び公聴会の実施等を行います。

3 市民は、まちづくりに参加すること又はしないことにより、不利益な扱いは受けません。

【解説】☞総合計画等の立案など、市政運営の基本となる重要な政策を決定する場合や事業の実施、評価など、市政のあらゆる場面において、市民が参画できる権利があることを示しています。

☞市民の参加する権利を保障するための参加の対象を以下に掲げます。

- ①総合計画をはじめ、市民生活並びに市政に関して重要な計画の策定に設置する審議会、協議会、委員会（審議会等と称する）への市民委員公募の実施
- ②審議会等の概要、策定並びに決定過程の公表並びに公開、公聴会の実施
- ③実施した事業、政策について評価機関への市民委員公募の実施

☞市民のまちづくりへの参加は、あくまで自身の自覚と自由意志に基づくものであり、参加・不参加は各自の自由であり、そのどちらかを選ぶことによって不利益を受けることは絶対にありません。

(住民投票制度)

第29条 市民、市議会議員及び市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を市政に反映するため、住民投票を発議することができます。

2 住民投票の結果は、最大限に尊重するものとします。

3 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

【解説】☞第1項◆住民投票制度は、各地で国や県そして市町村による施策の執行にあたり、住民生活の変化や影響を危惧して実施されています。住民投票制度は、現行の地方自治制度を補完するものとして位置付けるもので、自治の本旨においては、直接民主主義、間接民主主義、どちらが正しい選択というものではありません。双方が互いに制度の不備を補完しながら、その時々々の社会情勢に応じて住民意志をよりの確に反映することが重要なのであり、制度の柔軟な運用が必要です。

☞第2項◆住民投票は、住民の意思を最大限市政に反映するための制度であり、当然のことながら、その結果は最大限に尊重されなければなりません。

☞第3項◆住民投票は、事案によりその内容が多様多様であることが想定されるため、投票結果をより有効に機能させるためにも、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することとしています。住民投票に参加できる者の資格に関しては、将来を担う若者（未成年者）が住民投票に参加することは、須崎市にとって有意義である考えられることから、未成年者の参加を認めるべきであると考えます。

(苦情等に対する救済)

第30条 市は、市民の権利及び利益の保護に努め、市政に関する苦情や不服について、迅速にその処理及び救済を図ります。

【解説】☞市は、市民の権利利益の保護に努め、市政に関する苦情や不服について、迅速にその処理及び救済を図る必要があります。条例には、行政による、過誤や怠慢、不正・不公平などによる市民の権利

や利益が不当に脅かされた場合に、行政に対する市民の苦情等を迅速に処理するため、また、行政全体の改革はもとより、職員等の意識の改革と緊張感をうながし、公正・中立な立場で行政から独立し、市民の救済や行政監視と改善の提言を行うことを明記しています。



第8章 災害対策

(災害対策)

第31条 市は、台風災害や南海地震津波等に対する災害対策に積極的に取り組み、市民の生命を守ることを第一に、災害に強いまちづくりを推進します。

2 市民は、自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に、助け合いながら、地域ぐるみで防災体制の整備に取り組みます。

3 市は、市民が地域ぐるみで行う防災訓練や避難計画の作成等の災害対策に対し、必要な支援を行うものとします。

【解説】☞台風災害や地震津波など、過去にさまざまな自然災害に見舞われてきた須崎市の歴史的経過を踏まえ、須崎市の災害に対する備えについて定めています。災害時においては、と地域やご近所で互いに助け合う「共助」が果たす役割が非常に重要なものとなってきます。そうした意味でも、町内会などの地域コミュニティが災害時に果たす役割は大きなものであるという認識に立って、災害時における対策についても定めています。

☞第1項◆災害時における取り組みの最重要課題として「人命を守ること」を掲げています。この目的を果たすための手段として、自主防災組織の設立や地域ぐるみで避難訓練などの災害対策に取り組むことで、いつ発生するか分からない災害に備え、災害に強いまちづくりを目指します。

☞第2項◆いつ発生するか分からない災害時には、自分たちの生命は自分たちで守ることと隣近所や地域で互いに助け合うことが必要不可欠です。そのためにも、日ごろから各家庭や地域で防災体制を整えておくことが重要となります。

☞第3項◆市として、地域ぐるみで行う防災訓練や避難訓練に対する支援を行い、地域の防災対策を整備し、防災に強いまちづくりを推進します。



第9章 環境

(環境保全)

第32条 市は、本市の美しい自然を守り、次の世代に良好な状態で引き継いでいくことができるよう、本市の環境保全のための施策を積極的に実施します。

2 市民は、日常生活において環境に深く配慮し、環境の保全に必要な措置を自ら講ずるとともに、市の実施する施策にも積極的に協力するよう努めます。

【解説】☞第1項◆須崎市は、前文にも掲げたとおり、海、山、川そして水と、美しい自然環境に恵まれています。この素晴らしい環境を守り、次の時代に引き継いでゆくのは、今現在、須崎市に暮らす私たち自身の重要な責務であり、そのために、市としても可能な限りの環境保全のための施策を実施することをうたっています。

☞第2項◆自然環境の保全のためには、市の行う施策だけでは不十分といえます。そのためにも市民の日時生活における自発的な環境保全への取り組みが必要不可欠であり、市の環境保全の施策に対し、市民も積極的に協力することを明記し、市全体での環境保全へ取り組む姿勢を示しています。

(クリーンエネルギー)

第33条 市は、前条の目的を効果的に達成するための手段として、太陽光、風力、水力、バイオマス等の環境への負担が少ないクリーンエネルギーを活用したクリーンエネルギーのまちづくりを推進します。

2 市民は、日常生活においてクリーンエネルギーの活用に努めます。

【解説】☞前条で述べた環境保全への取り組みとして、須崎市が取り組む太陽光、風力、水力、バイオマスといったクリーンエネルギー活用したまちづくりを推進します。先条で述べたとおり、環境保全の取り組みには、市民の日常生活における取り組みが必要不可欠ですので、ここでも市民生活においてもクリーンエネルギーを活用するよう努めることを明記しています。



第10章 その他

(条例の見直し)

第34条 社会、経済等の情勢の変化によってこの条例を改正する必要がある場合、この条例の理念を踏まえ、見直しを行うものとします。

【解説】☞この条例は、須崎市の最高規範として、時代の変化に応じ、市民と市の協働によって育てていくものです。市長は、社会情勢に適合したものかどうか検討し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが必要であると判断したときは、市民参画や議会の議決を経て、見直しを行います。

(その他)

第35条 この条例の施行にあたって、その他の必要な事項は、別に条例等で定めます。

【解説】☞この条例の施行にあたって、必要となる個別条例・規則・制度等は、その詳細について、別に定めるよう規定しています。

須崎市住民基本条例逐条解説

編集・発行 須崎市
印刷・監修 企画課
